

「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」について

令和元年度第1回 鹿島市子ども・子育て会議
子ども・子育て支援事業計画策定委員会
(令和元年7月1日)

「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」策定経過

平成25年9月 鹿島市子ども・子育て会議を設置

平成25年11月～平成27年3月「鹿島市子ども・子育て会議」
にて計画について審議（計6回）

平成25年11～12月

「子ども子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施

平成27年3月
「鹿島市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）」策定

平成27年4月 子ども・子育て支援新制度スタート

子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援法第61条第1項

市長村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

鹿島市子ども・子育て支援事業計画

鹿島市子ども・子育て会議

有識者、教育・保育施設代表者、子育ての当事者、子育て支援者等

子どもの数や、保護者の施設・事業の利用意向などを勘案して作成
⇒ニーズ調査

教育・保育施設などの利用定員数、量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ▶ 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- ▶ 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- ▶ 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- ▶ 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



**教育・保育施設、
地域型保育事業の
利用定員の設定**

**計画の策定・見直し
点検、評価**

計画の点検・評価について

- ▶ 毎年度、施策の実施状況や、これに係わる費用の使途実績等について点検・評価・公表する。
- ▶ 結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善を図る。
- ▶ 事業計画の評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価します。

(鹿島市子ども・子育て支援事業計画書 P 66より)

点検・評価のスケジュールイメージ

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
計画策定	施策・事業の実施	H27年度の点検・評価	計画の見直し	第二期計画 ニーズ調査	第二期計画 策定
		施策・事業の実施	H28年度の点検・評価		
			施策・事業の実施	H29年度の点検・評価	
				施策・事業の実施	H30年度の点検・評価
					施策・事業の実施

